

災害情報共有システムに係る

技術開発に関する連携・協力協定

山形県鶴岡市（以下、「市」という。）と国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター（以下、「センター」という。）は、次のとおり、災害情報共有システムに係る技術開発に関する連携・協力協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市およびセンターが、災害情報共有システムに係る技術開発について、包括的な連携・協力の下相互に協力して実施することにより、当該自治体における防災・減災活動の効率的および効果的な推進に寄与することを目的とする。

（連携および協力する事項）

第2条 市およびセンターは前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携および協力を実施する。

- （1） 災害情報共有システムの開発・提供
（なお、センターは本協定の有効期間内に限り、災害情報共有システムの提供を行う。）
- （2） 災害情報共有システムの利活用に関する研究
- （3） その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（研究成果の公表）

第3条 センターは、前条により市から提供された情報および統計資料などを基に検討した成果（当該情報を引用する場合を含む）を公表することができる。ただし、その公表によって、市の業務に支障を生じさせる恐れがあると市が認めた場合は、この限りではない。

（連絡調整）

第4条 市およびセンターは本協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、適宜協議を行うものとする。協議の形態は、電話・電子メール・オンライン会議などや、市役所などでの打ち合わせを含むものとする。

（免責事項）

第5条 災害が発生するおそれがある際に、センターが市に対して災害情報共有システムによる情報提供を行う場合、市は、その情報だけでなく、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努め、気象庁や山形県及びその他機関から公開される情報などに基づいて総合的に判断し、その責任において避難等に関する情報を発令するものとする。また、

センターは、災害情報共有システムによる情報の提供が迅速かつ正確に行われるように努めるが、その正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因を問わず、いかなる責任を負わないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、市およびセンターは協議し解決に努めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、代表者の記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月6日

山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治



茨城県つくば市南原1番6号

国立研究開発法人土木研究所

水災害・リスクマネジメント国際センター

センター長 小池 俊雄

